

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
1	36	デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習機会の提供について	意見	<p>若者が魅力を感じる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出するという当事業の目的のためには、「エンジニア/プログラマー」だけでなく、「プロダクトマネージャー」や「ビジネスデザイナー」等をはじめとする様々な職種の人材の育成が重要となる。また、それぞれの分野でのスキルの習熟度に応じた学習機会も必要となる。従って、「エンジニア/プログラマー」を養成する講座に限らず、より多様で様々な熟練度の人材に対応した講座を県として広範に提供していくことが、デジタル人材を志向する県民により多くの選択肢とより多くのキャリアアップのための手段を提供できることにつながるため望ましい。</p>	<p>キャリアデザインを検討する際、多様な選択肢を提示し、デジタルについて学習する動機付けの機会を提供する観点から、令和5年度新規事業として、DXに加え、AIやIoTといった先端技術、デジタルマーケティング等の基礎について体系的に学習することで、DX領域のベーススキル向上を目指す基礎講座である「DXベーススキル養成講座」を開講した。</p>
2	38	実施講座の集約・掲示について	意見	<p>情報通信関連人材育成事業、情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業、及び公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）等では、人材育成・創業支援に係る種々の講座を開設している。これらの各講座は、対象者や時間、到達目標等がそれぞれ異なっていて重複するものではないとの説明を受けているが、「人材育成」「創業支援」といった最終目的の下、共通する部分も多いだけに、より利用者にとって明瞭でわかりやすい講座内容のアナウンスが求められる。</p> <p>現状では応募者が定員に満たない講座も多く存在しており、人材育成・創業支援に関する県の価値ある施策をより有効かつ効果的に認知してもらい活用していく観点から、また、ユーザー目線に立った行政サービスの提供という観点からも、県の所管部署や財団といった実施主体にとらわれることなく、県民や県内事業者等のユーザーがその希望や都合に適った講座を明瞭かつ一元的に検索できる形で情報提供することが望ましい。</p> <p>具体的には、県・財団・Setouchi-i-Baseの各ホームページにおいて、これらで開催される全ての講座を集約した共通の講座案内等を作成して掲出したり（その場合は講座名等も統一感ある形に揃え、それぞれの講座の中身や違いが講座名から一目瞭然となることが望ましい）、問い合わせに対しては別拠点の講座を含めた全体の中からその人に最適な講座を丁寧に説明し誘導できるような体制を整備することで、利用者の利便性を高めること等が考えられる。</p>	<p>Setouchi-i-Baseおよび財団の各ホームページに相互のリンクを設定することで、各拠点で実施する人材育成・創業支援に係る種々の講座の一覧にアクセスしやすい環境を構築した。さらには、財団で実施する講座内容をSetouchi-i-Baseコーディネーターに共有したうえで、財団およびSetouchi-i-Baseに各拠点で実施する事業のチラシを配架する等、利用者の利便性向上に繋がる体制を強化した。</p>

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
3	54	Setouchi-i-Baseの更なる利用促進のための施策の検討	意見	<p>令和2年11月より開設されている「Setouchi-i-Base」は、他県の同様の施設等と比較してもその立地や環境面がかなり恵まれた県有のコワーキングスペース施設であり、かつ創業支援のためのオープンイノベーション拠点となっている。今後より一層の施設の有効活用が期待されるところであり、効果的な広報・情報発信等による周知、魅力的な企画やイベントの開催によって認知度を高めるとともに、「情報通信関連産業の育成・誘致」「若者の働く場の創出」等を目指す他の諸施策とも有機的に連携・情報発信することで情報通信関連産業の育成・誘致等の施策の目玉施設として今後も今まで以上に十二分に稼働させていくことが望ましい。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●SNSの目標フォロワー数を設定し、どのようにすればフォロワー数がより獲得できるかの方策を事業者等と協議しながらフォロワー数の増加に取り組むことや、</li> <li>●Setouchi-i-Baseの地理的な良さをより一層アピールするような施策、例えば空き家の利用促進策等と連携させて、Setouchi-i-Baseの利用と島への渡航と島での宿泊（空き家を改修した施設での宿泊）をセットにしたプランを関連事業者（渡航のための船舶の運営事業者や島の宿泊施設事業者等）と協議し、県が一部助成するような施策等を検討することによって、情報通信関連分野の人材に「香川県は他県と比べても魅力的だ」と感じてもらうようなより一層の積極的な環境整備とPR及び情報発信を行うこと等が考えられる。</li> </ul>	<p>「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務における広報戦略を受託事業者と協議のうえ作成し、各種SNSの目標フォロワー数を設定のうえ、SNS広告を出稿する等、フォロワー数の増加に繋がる具体的な対策を講じた。</p> <p>また、テレワーク需要の拡大に伴うドロップイン利用者の増加を踏まえ、利用者に対して個別に声掛けを行い、香川県の魅力を伝えるといった対応を行うとともに、月額会員への誘導を行った。</p>
4	64	執行されないことが確定した予算の適時な減額補正	意見	<p>AI等先端技術活用型研究開発支援事業において、継続支援している事業者に対する補助金の交付決定が令和3年4月1日に行われ、その時点で執行されない予算が10,480千円発生していることが確定しているにもかかわらず、令和4年2月定例議会の補正予算で初めて減額補正されており、結果として10,480千円の予算が長期間（10か月超）他の目的に使用できない状況となっていた。限られた予算を効率的に使用するためには、予算が執行されないことが確定した部分については、より適時に（早いタイミングで）減額補正できるような体制を検討することが望ましい。</p>	<p>事業の執行見込みがないことが明らかになった場合には、適切な時期の議会においての減額補正を検討する。</p>
5	65	専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法	意見	<p>専門性の高い研究開発事業に関する補助金にもかかわらず、継続支援企業（初年度の研究開発計画について専門家による審査を受けて補助金の交付を受けた企業が、次年度に同じ補助対象事業で補助金の申請を行った企業）については、専門家ではない県職員のみで補助金交付決定に係る審査が行われている。研究開発の具体的内容やスケジュール、補助対象経費の必要性等を十分理解しつつ、深度ある審査を実施するためには、2年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制とすることが望ましい。</p> <p>具体的には、現状でも初年度の補助金申請時には専門家による審査が行われているため、初年度の申請の際に2年目の研究開発内容に関する具体的実施内容、スケジュール、補助対象経費等についても計画として提出させることで、専門的な内容については初年度の審査時に2年目の内容も専門家がチェックできるようにし、2年目は初年度に審査した計画との整合性のみを県職員が確認すれば足りるような体制とする方法や、2年目の申請時にも専門家を含めた審査委員会を開催して審査を実施するように運用を改めること等が考えられる。</p>	<p>令和5年度より、審査に当たる専門家が、より具体的な研究開発計画を基に審査ができるよう、初年度の申請時にも2年度目の実施内容、スケジュール、補助対象経費を具体的に記載するよう申請書の様式を改正しており、2年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制を確立した。</p>

## 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
6	66	AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付申請書の記載内容	意見	AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金の採択にあたっては、「研究開発の新規性・優位性」や「事業化の可能性」が重要な審査事項となっているため、効率的・効果的な審査を実施する観点からは、申請書類である補助事業実施計画書においてこれらを記載すべき事項に追加し、その記載内容を踏まえて審査会による審査を行うことが望ましい。	令和5年度より、審査をより効率的・効果的なものとするため、「研究開発の新規性・優位性」及び「事業化の可能性」を記載するよう申請書の様式を改正した。
7	76	創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー	意見	起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）では、補助金を交付した事業者のその後の事業化の状況について報告を求めることを交付要綱で義務付けておらず、実際に今回確認したところ令和元年度、令和2年度に補助金を交付した事業者のうち2者が現在事業継続しているか不明な状況となっていた。 補助金制度の事業としての適切な評価・効果検証及び見直しのためにも、また、補助金を交付した事業者が順調に創業を行えるかを支援するためにも、補助対象事業者のその後の事業化の状況を十分にフォロー・確認する仕組みを構築することが望ましい。 なお、起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）については令和3年度で補助事業を廃止していると説明を受けているが、特に創業支援等に係る補助制度については、創業支援という観点からもその後の事業化の状況フォローが有効であるため、他の創業支援に関係する事業においても補助金を交付して終わりとするのではなく、その後の事業化の状況等を十分にフォローし、県内の創業・第二創業等の裾野拡大の一助とすることが望まれる。	令和4年度に補助事業廃止となった起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）の過去の採択者においては、地域課題解決型と同様に事業終了後5年間、事業継続状況を確認し、よろず支援拠点の案内などを行い、フォローアップする。
8	85	事業のPDCAサイクルを確立するために有効なKPIの設定について	意見	戦略的食品産業強化事業のKPIは、総合的なアウトカム指標である「香川県産業技術センター全体の研究開発による製品化件数」しか設定されていない。香川県産業技術センターは本事業で対象とする食品分野以外にも工業分野の事業も行っているため、当該指標は本事業の直接的な成果・効果を客観的に示す指標とはならない。 地方創生関係交付金事業で重視される取組みの自立性を確立するためには適切にPDCAサイクルを稼働させる必要があり、また県として適切な事業評価による次年度事業の改善等を行うことで事業の有効性・効率性・経済性を十分に確保していくためにも、「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、事業と直接性のある指標を本事業に関するKPIとして適切に設定することが望まれる。	短期的な数値設定が可能な事業に関しては、産業技術センターの支援による製品化件数や講習会の開催による人材育成人数等をKPIとして設定した。 数値設定が難しい事業に関しては、事前に研究ごとに設定した目標に対する達成度を活用し、評価することとした。
9	97	預託金額の適正水準額への見直し	意見	中小企業振興資金融資事業において、金融機関の資金調達コストを支援する目的で実施している金融機関に対する無利息の預託金（当初予算額39,200,000千円、決算額38,200,000千円、不用額1,000,000千円（湯水等の緊急枠））は、対応する制度融資の枠や制度融資の残高が大きく増減する中で、過去25年以上同水準である。 県民財産の有効活用という観点からは、必要な適正水準のみを預託することが求められるため、預託額については毎年見直しを行い、常に適正水準となっているかの検証を行うことが望まれる。 具体的には、預託額の適正水準に関する基本的な算定方法、算定根拠等について再度確認を行い、毎年度の預託額について、その額が適正であるとした根拠となる資料を毎年度作成・保存すること等が考えられる。	預託額の適正水準に関する基本的な算定方法を、令和5年度中に策定し、今後はこれに基づき毎年度の預託金額を決定する。

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
10	105	フロンティア融資の要件等の見直し	意見	<p>令和3年度を含む直近3年間において、フロンティア融資および当該融資に係る保証料補給はほとんど利用されていない。</p> <p>フロンティア融資には、新事業進出分野に係る資金調達支援もあり、例えば令和3年3月から申請が開始された国による事業再構築補助金制度への補助金申請状況等を鑑みると、香川県内の中小企業者においても、ポストコロナに向けて新たな事業分野への進出を検討している企業は多数存在するものと推測される。にもかかわらず本融資の利用者がほとんどいない状況というのは、利用者にとって利便性の悪い制度になっている可能性が考えられる。</p> <p>県内の中小企業者にとってより利便性の高い有効な施策とするためには、申請方法、融資条件等を含めた制度全体を再度見直すことが望まれる。</p> <p>具体的には、新事業進出支援においては、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」が必須となっているが、例えば、事業再構築補助金に採択された事業者であれば当該申請で利用した「事業計画書」をもって「新事業進出計画書」の一部を代替できる仕組みとする等、利用者にとって必要最小限の手間で大きな便益が得られるような、より多くの事業者に利用してもらえるような融資条件への見直し等が考えられる。</p>	<p>令和6年度予算編成に向け、県内の中小企業者にとって、より利便性の高い有効な施策とするため、公益財団法人かがわ産業支援財団や香川県信用保証協会等との関係機関と、申込要件の簡略化等に関する協議を行う。</p>
11	106	支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法	意見	<p>香川県信用保証協会から提出された「信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。</p> <p>事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。</p>	<p>事業者の実績チェックの方法については、令和4年度より、従来の実績報告書の作成者が保有する内部資料に加え、利用者及び金融機関からの申込書との照合も行うこととした。</p>
12	111	業績評価のための指標の設定	意見	<p>県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業は、地域経済の重要な担い手である製造業を営む中小企業者に対して、設備投資のための事業資金借入に係る利子の補給補助を行う事業である。製造業を営む中小企業者の設備投資負担を軽減させることで、経営基盤の強化や新分野進出等の積極的な事業転換の促進が期待され、地域経済の活性化へとつながる事業である。実際にこれまで一定の効果をあげていることが本事業を活用した中小企業者からフィードバックされており、これらの点からも非常に有意義な事業と考えられている。</p> <p>一方で、業績評価のための指標（KPI等）が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。今後も継続した取り組みが期待されることであり、KPIの設定等を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。</p> <p>なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば設備投資資金利子補給補助金の新規申請者数等が考えられる。</p>	<p>令和5年度より、県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業の新規件数が毎年15件以上となることを目指して取り組むこととし、その旨を、令和5年7月に県のホームページに記載した。</p>

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
13	123	企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案	意見	<p>企業誘致に関する施策を有効に行うためには、事業者から見て県内に拠点を構えることが（他県と比べて）魅力的と思える制度とすることが重要である。そのためには、「競合する他県」を特定し、それらの県の企業誘致に関する制度を十分に理解したうえで、県の基本方針や地理的特性、他の施策との連携の可能性等を模索しつつ、県として特色・魅力ある企業誘致策を戦略的に立案することで他県と差別化し、アピールしていくことが望ましい。インターネット等でエリア別の企業誘致制度を比較するようなサイトも多く見られる状況であり、県としてどのように特色ある誘致施策を打ち出すかという点については、今後より一層注目される事項と考えられる。</p> <p>具体的には、例えば「競合する他県」を四国の他の3県あるいは瀬戸内海に接する県等と定義し、これらの制度概要を把握した上で、情報通信関連産業の誘致策においてサテライトオフィス関連の県の諸施策と連携したり、オープンイノベーション施設である「Setouchi-i-Base」でのセミナー等を通じて育成された人材の紹介・供給の仕組みを作ったりすること等が考えられる。</p> <p>また、サテライトオフィス関連の諸施策との連携という観点からは、例えば情報通信関連産業で言うところの企業誘致制度の助成金が「新規採用5人以上の事業所（地方拠点）」（例えば、法人住民税等が発生するような拠点等）から助成対象となるのに対し、サテライトオフィスは「2人以上」の施設整備のための経費に補助金が交付される（「テレワーク拡大による県内転入支援事業」）。事業者目線で考えると、まずはサテライトオフィスで始め、そこから成長してその地で顧客の獲得や収益性が見込めるようになって初めて事業所（地方拠点）に、という流れと考えられる。そのため必ずしも5人を超えれば地方拠点となる訳ではなく、サテライトオフィスのまま人員が増えることも十分考えられる。サテライトオフィスで人が3人、4人…10人、…と増える場合の支援制度等、サテライトオフィス拠点を構えてから事業者がこの地で徐々に規模を拡大して成長していく過程に合わせた適切な支援が行えるような制度の創出を県全体で検討していくこと等が考えられる。</p>	<p>香川県の誘致施策の特色と強みを打ち出すため、各種企業誘致施策と本県の優れた立地環境のPRをパッケージとした「せとうち企業誘致100プラン」を令和5年3月に策定・公表し、企業誘致活動の中で効果的に活用している。</p> <p>こうした中、競合する近隣県の助成制度と比較検討し、若者の就業率の高い情報通信関連産業の誘致を促進するため、令和5年度から情報処理関連施設（ソフトウェア業等）の事務所賃借料に対する助成50%の助成期間をこれまでの3年間から5年間に延長したほか、6人目以降の新規常用雇用者に対する助成一人当たり50万円の助成期間をこれまでの1年間から3年間（ただし2年目以降は純増分のみ）に延長するなど、四国3県の支援策と遜色ないものとした。さらに、本県独自の支援策として、5ヘクタール以上の工業団地を整備した民間事業者に対して最大5億円を助成する制度を新設した。</p> <p>また、ワークサポートかがわやSetouchi-i-Base等と連携して人材確保支援を行っているほか、香川県と協定を結ぶ民間企業を通じてオフィス物件を紹介したり、土地開発や環境関連部局等と連携しながら立地に係る各種行政手続きのサポートを行ったりするなど、ワンストップサービスの充実を図っている。</p> <p>なお、サテライトオフィスの設置を検討する企業に対しては、他課所管の補助制度やSetouchi-i-Baseの法人会員登録等を案内している。</p>
14	125	観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討	意見	<p>観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件は「投下固定資産額100,000千円以上・新規常用雇用者数30人以上」となっている。令和3年度に交付した助成金の対象となった事業者の投下固定資産と新規常用雇用者数とこの交付要件を比較すると、雇用に関連する要件が固定資産に関連する要件等と比べ少し厳しすぎるのではないかと感じられる状況である。県の産業振興に有益な観光施設の建設を効果的に支援するためには、平成16年に本助成制度を開始した当初から変更等がされていない当該指定要件が、今もってなお投下固定資産額と新規常用雇用者数のバランスとして適切であるか、という点について再度検討を行うことが望まれる。</p> <p>具体的には、助成対象となるような施設の投下固定資産額及び新規常用雇用者数について県内・県外を問わず調査し、これらを踏まえて指定要件の見直しを行う（施設の種別毎に指定要件を定めることも考えられる）ことや、指定要件を全体として現状より緩和して柔軟に対応できる制度とすること等が考えられる。</p>	<p>本県における観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件について検討するため、香川県企業誘致条例施行規則に定める8種類の観光施設①遊園地、②動物園、③水族館、④植物園、⑤美術館、⑥博物館、⑦展望施設、⑧遊覧施設のうち、本県において助成実績がない②動物園、④植物園、⑤美術館、⑥博物館、⑧遊覧施設のそれぞれにおいて、仮に誘致することにより、本県に対してより大きな経済効果や雇用効果が期待できる現存の観光施設を県内外問わず選定し、当該観光施設の投下固定資産額及び常用雇用者数を調査した。その結果、投下固定資産額については、回答が得られたすべての施設において100,000千円以上であり、常用雇用者数は遊覧施設を除き、調査したすべての観光施設において30人以上であった。</p> <p>これらのことから、現時点では指定要件の見直しは行わないが、今後も引き続き有効な企業誘致が図られるよう、他県等の指定要件の調査を行う。</p>

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
15	135	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	意見	<p>本事業は、①市町が自ら空き家等をサテライトオフィスに改修する費用に対して交付する補助金と、②空き家等をサテライトオフィスに改修する事業者に対して市町が改修費用の一部を補助する場合に、当該市町に対して交付する補助金等を取り扱う事業となっている。令和3年度の交付実績は、①に対するものが1件、②に対するものは該当なしであり、当初想定（8件の交付を想定していた）よりも大幅に申請・交付件数が少ない状況となっていた。</p> <p>本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の申請・交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。現状でも次年度の補助金交付見込を市町等にヒアリングして調査した文書は残っているが、これらに加えて、補助金の申請が行われなかったことの原因分析や、事業の必要性についての再検討、事業の方向性の見直しや（継続する場合には）分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方（改善点）等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法（評価の残し方）について県全体で検討することが望ましい。</p>	<p>令和5年度からは、次年度の補助金交付見込の調査資料を残すだけでなく、事業の必要性や改善点等について、事業実施の際の要綱等の起案理由において、詳細に記載、保存するよう改善する。</p> <p>また、毎年度、県が作成して公表している行政評価調書において、実績の低調な事業が個別に記載対象となった場合は、当該事業の評価や継続等の理由を明記することとする。</p>
16	137	利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討	意見	<p>地方創生テレワークによる移住促進事業では、サテライトオフィスに関連した事業（補助制度）を紹介する県のホームページや広報用チラシ等の制作も実施しているが、県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの補助事業の紹介と、レンタルオフィスやコワーキングスペース等を開設・運営しようとする事業者向けの補助事業の紹介とが併記されており、誰に向けた広報か、という点ではターゲットが明確に絞り切れていないように感じられる。</p> <p>県の施策を利用者により有効に周知するためには、情報の受け手を意識した、利用者のニーズに寄り添った広報内容が望まれる。具体的には、例えば県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの情報発信であれば、現在の広報内容に含まれる以下の2つの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サテライトオフィス開設等に要する経費の補助制度（「4.12テレワーク拡大による県内転入支援事業」）</li> <li>●県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等の費用を県内市町が補助する制度（これにより補助を行った市町に県が一定の補助金を交付するのが本事業における「移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業」となる。）</li> </ul> <p>の他にも、より小規模にサテライトオフィスをスタートさせたい事業者向けに、シェアオフィスやコワーキングスペース（県有のSetouchi-i-Baseや県が補助金を交付して開設したシェアオフィス・コワーキングスペース等）を紹介することが考えられる。また、令和4年度から開始した「香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金」の内容も含めて情報発信することも利用者からすると利便性が高いと思われ、よりターゲットが明確となり有効な広報になるのではないかと考えられる。</p>	<p>令和5年度からは、県外事業者等を対象としたテレワークに関する事業については、法人向けの制度か個人向けの制度かを明記するなど、利用者のニーズに寄り添った内容とするよう改善するとともに、より小規模にスタートさせたい事業者向けにSetouchi-i-Baseを併せて紹介した。</p>

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
17	141	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	意見	<p>本事業は県外事業者がテレワーク等のためにサテライトオフィスを開設することに対して補助金を交付することが目的であるが、令和3年度の補助金の申請・交付実績は0であったにもかかわらず、令和4年度も事業を継続している（令和4年度では受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている）。</p> <p>安易な事業継続とみなされないためにも、令和3年度において補助金の申請・交付がなかったという事実を十分に評価・反省しつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。次年度予算要求時に令和3年度の状況（実績がなかった点、問い合わせの件数や問い合わせの内容、問い合わせのあった事業者が申請まで至らなかった理由や何がハードルとなっているか等）についての検討は文書として残されていたが、その他にも例えば事業の必要性について再度検討し、事業の方向性を見直しや分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方の検討等を行うことで、「県外企業の県内へのサテライトオフィス開設支援」という目的を達成するためにどのような事業とすることが一番有効かを、令和3年度の反省を踏まえて改めて検討し、その検討過程（つまり事業の評価）を文書化することが考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法（評価の残し方）について県全体で検討することが望ましい。</p>	<p>令和5年度からは、次年度の補助金交付見込の調査資料を残すだけでなく、事業の必要性や改善点等について、事業実施の際の要綱等の起案理由において、詳細に記載、保存するよう改善する。</p> <p>また、毎年度、県が作成して公表している行政評価調査書において、実績の低調な事業が個別に記載対象となった場合は、当該事業の評価や継続等の理由を明記することとする。</p>
18	143	事業者が申請しやすい補助金制度への見直し	意見	<p>香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金は、令和3年度において申請者がなく補助金の交付が行われていないが、その1つの要因として補助金交付要件が募集期間等に比して厳しく、県外事業者が補助金を申請しにくい制度となっている点が考えられる。具体的には、補助金申請をする者は、募集期間（約4か月）の間に、①香川県内にサテライトオフィスを新設すること、②そこで従業員又は役員を2名以上従事させること、③その状態を最低でも3年間は維持させること、等について意思決定し、計画を策定して申請を行い、かつサテライトオフィスでのテレワーク業務が記載された就業規則を作成し、テレワーク業務実施までに労働基準監督署に届出を行うこと等が求められている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の変化に多方面にわたって対応が求められる事業者にとっては、サテライトオフィスの新設だけが必要な対応ではないはずであり、県の補助金制度として有効なものとするためには、そうした事業者の状況も十分に斟酌し、どのような制度であれば事業者が申請を行うか、という点を十分勘案した制度設計（補助対象要件の設定）が望まれる。</p> <p>具体的には、令和4年度以降も継続して実施する事業であるため、十分な周知期間の確保と積極的な広報活動、就業規則の作成に関するサポート体制を合わせて周知する、更にはその他の補助対象要件の見直し等の検討に加え、申請に至らないまでも問い合わせ等があった事業者からニーズを吸い上げ、制度を有効に活用してもらえる方法を十分に検討すること等の対応が考えられる。</p> <p>なお県によれば、令和4年度は募集期間として令和4年4月15日から12月20日までの約8か月間を確保するとともに、補助要件も一部緩和し、さらには県の東京事務所や大阪事務所から東京圏、関西圏の事業者への周知活動の実施等を行っており、結果として受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている。</p>	<p>令和3年度の実績がなかったことを踏まえ、令和4年度の事業実施に当たっては、募集期間を令和3年度の3か月余から令和4年度は8か月余に延長するとともに、東京事務所や大阪事務所の協力の下、新たに東京圏や関西圏の事業者への周知も行うなど周知広報を行ったほか、問い合わせのあった内容も踏まえて、従業員数が10人以上の企業を対象としていた制限をなくすなど、応募しやすいように補助要件を一部緩和するなどして、より申請しやすい補助金制度への見直しを行った。</p>

## 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
19	149	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	意見	<p>本事業で実施した香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の申請・交付件数は1件・1,623千円のみであり、当初想定を大幅に下回る申請・交付件数であった。本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。</p> <p>特に本事業は令和4年度も継続しており、かつ令和4年度の申請・交付実績も令和4年10月31日時点では0件であるため、適切な事業評価・検討をふまえた事業継続であるならばなおさら、これらの検討過程の文書化が望まれる。</p> <p>具体的には、本事業は国の地方創生テレワーク推進交付金を活用した事業のため、現状でも「地方創生テレワーク推進事業計画」等においてそれらに関連した記述が行われているが、これらに加えて事業の必要性についての再検討、事業の方向性の見直しや（継続する場合には）分析結果等を踏まえた次年度の事業の在り方（改善点）等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法（評価の残し方）について県全体で検討することが望ましい。</p>	令和5年度の予算編成を行うにあたり、当該補助事業については、これまでの事業実績（R3：1件、R4：0件）を踏まえ、事業を廃止した。
20	160	補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付	意見	<p>希少糖研究開発加速化支援事業費補助金を財源として取得された固定資産は、補助金の交付先、すなわち大学側で固定資産台帳への登録が行われる必要がある。大学側のこうした財産管理及び経理等について、適切に行われていることを県でも十分確認しているとの回答を得ているものの、そのことを事後的にも明らかにするためには、確認結果を文書として残すことが望ましい。</p> <p>具体的には、実績報告書の添付書類として固定資産台帳等を添付し、財産管理期間や供用の事実を確認したことを当該台帳上に証跡として残すこと等が考えられる。</p>	実績報告書の添付書類として固定資産台帳を添付してもらい、取得日、財産管理期間や供用の事実を確認し、当該台帳上に証跡として残した。次年度以降も同様に書類の確認を行う。

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
21	161	KPIの設定及び評価の検討	意見	<p>第2期かがわ創生総合戦略における施策の1つである「希少糖産業の振興」に関するKPI指標として、「希少糖関連商品を製造・販売する事業者数」がある。この事業者数は、希少糖関連商品を過去に1回でも取り扱ったことのある事業者が全て集計対象となっているため、結果として現時点では希少糖関連商品を取り扱っていない事業者も集計に含まれている。</p> <p>事業の進捗管理と評価を適切に実施し、効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するためには、実測可能で正しく実態が把握できる指標、あるいは事業の目標と因果関係があり、事業によって現れた成果だと説明できる指標をKPIとして選択する必要があり、こうした観点からKPIとすべき指標、または指標の集計方法について再考することが望ましい。</p> <p>具体的には、食品分野では例えば商談会の参加者数やFoodex Japan（国際食品・飲料展）等への希少糖関連商品の出展者数（県が出店枠を一定数確保し、事業者が出展料を一部負担して出展しており、これに参加した事業者数）等、「希少糖クラスターの形成」や「香川の希少糖ブランド確立」に向けた機運の高まりを示す指標を検討すること等が考えられる。また、食品以外の分野（医療・医薬品分野、畜産飼料分野及び農業用資材分野等）については事業化目標が数年先という状況であるため、成果目標が立てにくいと説明を受けているが、その場合であっても事業化までのロードマップを踏まえた取組み内容を考慮した取組指標としてKPIを選定すること等が考えられる。</p>	より効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するため、食品分野については、商談会への希少糖商品の出展者数や出展後の商談成約件数についてを事業成果として管理する。また、食品以外の分野については、事業化までのロードマップに沿った事業の実施ができていくか、補助事業の実績報告などにより進捗度を把握していく。
22	162	希少糖研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認	意見	<p>希少糖研究開発加速化支援事業補助金について、県では全体として大学にどのような研究テーマがあり、そこから補助金を申請する研究テーマをどのような理由で選択したか、といった全体的な概要については把握されていない。</p> <p>研究テーマの選定は専門性が高い領域ではあるものの、公費助成の観点からは大学側の研究支援を県がある程度主体性をもって推進していくことは事業の有効性という観点から必要と言える。そのためには、大学側でどのような研究テーマが全体としてあり、その中からどのような理由で補助金を申請する研究テーマを選んだか等についても一定程度把握し、これらについて県の見解をふまえて文書として残しておくことが望ましい。</p>	県内での事業化に直結する研究テーマが選定されているか、説明資料等の提出により把握し、県の見解を踏まえて文書として保管した。
23	163	かがわ糖質バイオフォーラム財源確保に向けた検討	意見	<p>かがわ糖質バイオフォーラムについては、会員等からの会費は徴収しない規約となっている。一方で、フォーラム等の開催の目的は、希少糖を活用した健康バイオ産業の創出にあり、シンポジウム及び研究会への参加は参加者にとって有益な情報提供を受け取れる場であると同時に事業におけるネットワーク形成の場にもなっており、参加者が受ける便益は一定程度高いものと推察される。</p> <p>フォーラム運営を継続し、かつ充実させる観点から、一部会費・負担金といった名目での受益者負担を検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、希少糖の販売分野が食品のみならず医療や農業へ広がりを見せる中で、フォーラム運営を共に支える観点から、印刷代や会場代といった運営経費にかかる会費徴収には一定の理解は得られるものと考えられ、賛助会員からの負担金の徴収等が考えられる。</p> <p>また、更なる研究開発のための財源として、県外に本社が所在する会員事業者に対しては、企業版ふるさと納税制度を紹介する等の対応も極めて有益と考える。</p>	かがわ糖質バイオフォーラムのシンポジウムは、新規企業への啓発・普及の観点から、参加者を広く一般に門戸を開いており、会員以外の参加者も多いことから、会員のみが便益を受けるものでないため会費制にすることは難しいが、会費等に代えて、フォーラムの広報等を通じて会員等に対しふるさと納税や寄付金控除制度について案内する。

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
24	165	実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査	意見	<p>県では、補助事業者が提出する実績報告書を請求書等と照合することで実施内容及び実施結果のチェック・確認を行っている。希少糖研究開発加速化支援事業費補助金に係る実績報告書及びその添付書類を閲覧すると、県が請求書等との一致を確認する際に付すべき突合証跡（例えば「✓」のような証跡）が残されていない。県によれば、一旦は確認して証跡を付したものの、証跡が多く付されて文書が見にくくなったため、証跡がないものに差替えて保管したとのことであった。また、補助期間末付近の2月に見積り依頼及び調達が行われた消耗品等が1,281千円あったが、これらが補助事業に係る研究経費に該当するかどうかを確認したことがわかる文書等が残されていない。この点についても確認はしたもののそれを文書化していないというのが県の回答であった。</p> <p>実績報告書を十分チェック・確認したことを事後的にも疎明できるように、また上席者等が確認する際に担当者が実施したチェック・確認内容が明確になるよう、チェックした証跡や（公費負担であることを念頭において）必要に応じて実施する追加の確認内容等は、文書として残しておくことが望まれる。</p> <p>なお、追加の確認内容等とは、例えば本件であれば補助対象期間末付近で調達した消耗品等が本当に補助対象事業に係る研究経費であったかの確認をすることが望ましかったと言え、その確認結果を文書として残しておくことが考えられる。</p>	実施内容及び実施結果を確認したことが疎明できるよう、実績報告書及び添付書類は突合証跡を付けながら確認し、文書として残した。また、補助対象期間末付近で調達した消耗品等について、補助対象事業に係る研究経費であることを確認し、文書として残した。
25	171	実施状況報告書の有効活用	意見	<p>補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」には、生産拡大の取り組み（①新植・改植、②圃地・施設整備、③栽培管理用機械施設、④採油用機械導入（食用油脂製造業）の支援項目ごと）の「成果」及び「問題点」等が記載されており、生産者等の現状を映す非常に貴重な情報源と考えられる。</p> <p>事業をより有効なものに高めていくためには、補助金要綱に基づく、事業者毎の実施状況報告書の確認は実施しているものの、実施状況報告書の活用としては不十分である。「成果」や「問題点」を毎年整理し、これまでの事業における課題の変化の有無等を評価分析して今後の施策展開に生かしていくことが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば事業者ごとの生産拡大の伸びが複数年度でどういった状況かを調査し、生産性拡大に向けた事業者ごとの比較などを通じて、よりよい取組事例などの調査を深掘りし、今後の事業に役立てること等が考えられる。</p>	令和4年度報告分から、事業主体ごとに栽培面積や収量、採油量等の推移を比較し、好事例に対しては要因分析や現地調査を行い、好循環を生む取組方法が他の生産者に波及していけるよう県の指導機関で共有し、他の生産者への指導や今後の事業推進に役立てる。
26	172	実施状況報告書の記載事項の追加について	意見	<p>補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」では、生産拡大に向けた課題について各事業者が記載することとなっているが、これに加えて当該課題に対するアクションプランも記載させ、その内容を県として収集すれば、オリーブ産業の基盤強化における今後の政策立案において極めて有益な情報となると考えられる。したがって、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を記載欄として追加することが望ましい。</p> <p>また、これによって各事業者が今後のアクションプランを自ら検討することになり、そうした機会を提供することも県としての重要な取り組みであると言える。</p>	オリーブ生産拡大加速化事業費補助金交付要綱を令和5年3月31日付けで一部改正し、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を追加し、令和5年度実施分から適用することとした。

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
27	181	販売促進委託業務の見直し	意見	<p>オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務等の委託業務は、畜産品目別にそれぞれ販促業務発注しているが、購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選など、実際の業務内容としてはかなり共通している部分が見えられた。別々の仕様書で依頼していた事項を再評価し、同時に実施できる、ないしは同時に実施した方がより効果的かつ経済的な業務がないかの検討が望まれる。</p> <p>具体的には、畜産品目別ではなくオリーブ畜産品全体で業務内容を切り口とした販促業務の委託を検討する中で、例えば以下のような取組みが考えられる。</p> <p>フェアやプレゼント抽選等に係るキャンペーン事業にあたっては、QRコード等の採用を検討する等、委託業務そのもののVFM（バリューフォーマネー：支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、逆にサービスが同じであれば事業費の削減につながる考え方）を高める取組みを強化することが考えられる。</p> <p>また、オリーブ産業全体の強化・ブランド力の向上といった総合的な視点から、畜産物全体のリーフレットの作成等、購買者目線による取組みを充実させ、香川・愛媛せとうち食彩館（アンテナショップ）や量販店等にオリーブ畜産物一体のリーフレットを提供すること等が考えられる。</p>	令和4年度末に、オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブ地鶏を一体的にPRするリーフレットを作成し、香川・愛媛せとうち旬彩館（アンテナショップ）に常設している。量販店等については、要望があった場合に必要量を提供している。
28	186	中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し	意見	<p>本補助金施策により、新規従事者が事業参画し、飼料用オリーブの作付面積が増加したことにより今後の供給体制が安定化しつつある。飼料用オリーブの需給見通しを踏まえると、現況のオリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金制度の目的は達成しつつある状況と考えられる。中長期的な視点に立った補助対象事業の見直しを県全体として整理し、取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>具体的には、より安定的な供給の実現にむけた今後の課題への対応として、担い手の確保や生産性向上に必要な補助メニューへの改定等が考えられる。</p>	<p>オリーブの生産は果実が主体で、葉の生産に取り組む事業者は少数であることに加え、出荷事業者のうち取扱割合が高い事業者に限られ、不測の事態が生じた場合には飼料用オリーブ葉が不足することも想定される。</p> <p>このため、安定的な生産供給の観点から、継続的支援を行う必要性を踏まえ、令和5年度から補助率の見直しを行った。補助メニューの改定については令和6年度に向けて検討する。</p>
29	187	評価指標の充実	意見	<p>飼料用県産オリーブ葉の安定的確保を目的としたオリーブハマチ飼料増産対策事業では、業績評価のための指標が設定されていない。事業の進捗把握による取組み内容のチェックとそれを踏まえた事業の改善・見直しを適宜適切に行い、事業をより有効に展開していくためには、業績評価のための指標の設定が望まれる。</p> <p>本事業における成果は、安定的な県産品の飼料用オリーブ葉の供給にある。現状ではチュニジアやスペインからの輸入も一定数あり、こうした外国産葉（輸入部分）を県産葉に切り替えていくことが県内の産業振興の観点からも有意義であろう。したがって、本事業の成果指標を例えば「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等とすること等が具体策としては考えられる。</p>	県産オリーブ葉を生産に用いることにより、オリーブハマチなどのオリーブ水産物のブランド力を高めることも想定できることから、「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等を指標の一つとし、生産者との協議の場で使用している。

## 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
30	195	業績評価のための指標の設定	意見	<p>本事業は、「『みんなで作るせとうち田園都市・香川』実現計画」において、県産品を振興させるための「51 県産品の販路開拓」、「52 県産品の認知度向上」及び「53 アンテナショップの充実・強化」の施策を実現させるための具体的な手段として展開される事業の1つであるが、本事業として固有の業績評価のための指標（KPI等）は設定されていない。</p> <p>各施策に関する大局的なKPIを基礎として、事業単位で適切に業績評価を行うためには、本事業と直接性のある効果で表されたKPI等を別途設定することが望ましい。</p> <p>具体的には、伝統工芸品等の品目毎の販売額や販売数量、或いは組合等の構成員（会員）数等、伝統工芸品等の産業振興の効果が直接表れる指標とすることが考えられる。</p>	令和5年度より、香川県伝統的工芸品指定製造者数を、令和4年度の86者から、5年後の令和9年度に、5者増の91者以上となることを目指して取り組むこととし、その旨を、令和5年7月に県ホームページに掲載した。
31	195	取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額	意見	<p>補助対象事業者である産地組合や団体の取扱品目や従事する人員数等は様々であり、事業規模も大きく異なっている。そのため、それぞれが行う補助対象事業、すなわち販路開拓・人材育成・技術・技能伝承・新商品開発等に要する費用の規模も本来はある程度異なることが推察される。にもかかわらず、本事業の補助上限額は品目・規模等に拘わらず均一となっている。香川県の伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するためには、あらゆる品目について補助上限額を均一としている点について、再検討することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば品目別や（プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等）取り組み内容別に補助上限額を設定すること等が考えられる。</p>	伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するため、令和6年度予算編成に向け、本事業の補助上限額を取り組み内容別に設定することを検討する。
32	196	事業者が長期的な取り組みに着手しやすい補助金制度への見直し	意見	<p>本事業の補助対象は、プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発に要した経費となっているにもかかわらず、実際に交付した補助金の補助対象経費はほとんどが「プロモーション・販路開拓」に要した経費となっている。</p> <p>長期的な産業の発展には、技術・技能の伝承や人材育成といった長期的な取り組みも極めて重要であり、プロモーション・販路開拓以外の取組み（人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等）による補助金の活用がより促進されるような仕組みを検討することが望ましい。</p>	補助金の活用をより促進するため、令和6年度予算編成に向け、本事業の補助上限額を取り組み内容別に設定することを検討する。
33	205	官民連携のあり方	意見	<p>株式会社ビームス、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社及びジェトロ香川との連携事業に関しては、現状では出展事業者へ事業経費の負担を求めている。いずれの連携事業においても、出展事業者は売上増加・販路拡大等の受益部分が少なからずある。持続可能な取組みとして、また事業の継続・充実を図るための原資確保の観点からも、例えば協賛金の形で一定の受益者負担を求める等、事業者との連携の在り方を再検討することが望まれる。</p>	事業者の費用負担のあり方について整理し、一部の取組みにおいて、出展にかかる旅費や手数料等の負担を事業者に求めることとした。

# 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
34	207	中長期的な視点による施策の立案	意見	<p>伝統的工芸品の販路拡大をより効果的に実施するためには、県内の大規模イベント等と連携させた長期的、柔軟かつメリハリのある施策・予算の配備が望まれる。例えば、伝統的工芸品の販路開拓に係る事業の予算額（補助金額）は毎年概ね一定であるが、かなり多くの観光客が来県することが予想される瀬戸内国際芸術祭は3年毎に開催されているため、その年度だけ予算を拡充し、来県者が利用する主要拠点（高松空港、高松駅、高松港など）で「香川の魅力」を実感してもらうための伝統的工芸品の展示・即売会の開催等を従来より積極的かつ重点的に実施すること等が考えられる。</p> <p>また、既存の取組みに対する更なる工夫を、他県の取組み等も参考に行っていくことも望まれる。具体的には、伝統的工芸品の紹介にあたってはホームページ等のURLを示すだけでなく、スマートフォンが普及している現況を踏まえてQRコードによる案内を行ったり、伝統的工芸品についての紹介に留まらず価格帯等の表示も含めた購買用リーフレットを顧客（例えば贈答用品を購入する人）目線で作成し、これを配布する等が考えられる。</p>	<p>今後県内で予定されている大規模イベント等の開催時期を考慮し、来県者に向けたより効果的な展示または販売を検討する。</p> <p>また、他県の取組みも参考にし、既存の県産品パンフレットやホームページを活用して、掲載内容にECサイトのQRコードを追加した。</p>
35	217	契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記	意見	<p>香川県営業時間短縮協力金の事務局運営業務に係る委託契約は、第1次と第2次はプロポーザル方式による公募によりそれぞれ随意契約が締結されたが、第3次から第11次の事務局運営業務については第2次の契約の変更という形がとられている。結果として、第2次の当初契約額（委託料上限）が41,485千円であったのに対し、その後10回の契約変更で最終的には第2次から第11次までの事務局運営を委託する、委託料上限361,596千円の契約になっている。</p> <p>本件の第5次以降の契約変更手続きにおいて、執行伺変更書で契約変更理由が明記されていない。どのような理由で契約変更を決めたかが事後的にも客観的にわかるように、執行伺変更書には契約変更理由を明記することが望ましい。</p>	<p>当該委託業務は、営業時間短縮等の要請に全面的に応じた事業者へ速やかに協力金を支払うこと、また、運営体制の効率化を図ることができること等から契約変更を行ったものである。</p> <p>第4次までの契約変更理由と同じ理由であるため、第5次以降の契約変更手続きにおける執行伺変更書で契約変更理由を明記することが徹底できていなかったが、今後、執行伺変更書で契約変更理由を必ず明記する。</p>
36	218	実績報告書における支出内容の精査	意見	<p>香川県営業時間短縮協力金の事務局運営委託業務の実績報告書を閲覧し、事務局人件費の分析を行ったところ、協力金支給1件当たりの事務局人件費が第1次協力金の際は1,955円であったのに対し、第2～8次協力金では2,690円と約38%上昇している。これは協力金支給1件当たりの事務局の稼働日数が42%増加したことが主な要因である。当該増加要因について、県では十分合理的な説明を文書化できていない。</p> <p>支出命令に至る一連の手続きにおいて公費負担であることを念頭においた適切なチェック・確認が行われたことを事後的に疎明できるようにするためには、実績報告のチェックの際に、例えば稼働実績が最終のアウトプットと比較して合理的か（本件の場合だと事務局の稼働日数が申請件数や支給件数等と比較して合理的か）といった分析的な検討も適宜実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。</p>	<p>事務局人件費が第1次協力金の際と比較し、第2～8次協力金で上昇している原因は、第2次以降の協力金は、金額の算定方法が複雑になり審査業務が大幅に増加し、事務局の稼働日数が増加したことが主な要因である。</p> <p>改めて分析した結果を文書として残した。</p>

## 令和4年度 包括外部監査（意見）

番号	報告書ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
37	235	補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準	意見	<p>県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合するほか、サンプルとして一部の申請案件を抽出し、抽出した案件について個別に金銭消費貸借契約書、金利特約書等と照合することでより詳細なチェックを行っている。</p> <p>詳細なチェックを実施する案件の抽出基準は、現状では「過去（直近）に抽出対象としていない事業者」となっているが、効率的かつ効果的なチェックを実施する観点からは、誤謬の発生可能性、つまり金融機関が申請金額を誤る可能性の高い案件を重点的に確認できるような抽出基準とすることが望ましい。</p> <p>具体的には、毎月元金返済が行われ、各月末の貸付残高が変動すると利子補給額の算定は複雑になり、計算誤り（金融機関での入力誤り）の発生可能性も高くなると考えられるため、そうした案件を数多く抽出できるような抽出基準とすることが考えられる。</p>	<p>詳細なチェックを実施する案件の抽出基準については、これまでは過去に抽出の対象となっていない案件および金額の大きな案件を中心に抽出検査を行っていたところであるが、令和4年度より、抽出基準に、既に償還が開始され、各月末の残高が減少している案件を加えて運用することとした。</p>
38	236	利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式について	意見	<p>県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合し、その結果を文書として保存しているが、申請内容のうち元金据置期間については照合・確認している証跡が残されていない。</p> <p>月末貸付残高は利子等補給額の算定基礎となるものであり、その月末貸付残高の妥当性を判断する上で重要な情報が元金据置期間である。したがって、申請書類を適切かつ十分にチェックしたことを事後的にも明らかにするためにも、元金据置期間については適切にチェックし、その証跡を文書等に残すことが望ましい。</p>	<p>利子補給金額の基礎となる月末貸付残高の妥当性を、より適切に判断するため、事業者の申請内容と香川県信用保証協会のデータを照合するチェックシートに、初回返済日（元金据置期間の終期）を追記したほか、残高の減少状況を把握できるよう、初回返済日を過ぎた案件のみを抽出可能な仕様とした。</p>
39	237	支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法	意見	<p>香川県信用保証協会から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。</p> <p>事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。</p>	<p>事業者の実績チェックの方法については、令和4年度より、従来の実績報告書の作成者が保有する内部資料に加え、利用者及び金融機関からの申込書との照合も行うこととした。</p>
40	247	未使用クーポン券（預託金券）の在庫確認について	意見	<p>未使用クーポン券（預託金券）実地棚卸の確認結果が記録されていない。適切な在庫管理および状況把握の観点から、少なくとも年1回は事業者の実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致しているか否かについて、実地棚卸結果として記録すべきである。</p>	<p>令和5年2月及び4月に実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致していることを確認した。今後も定期的に実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致していることの確認を徹底する。</p>
41	248	業務コストの算定及び評価	意見	<p>令和3年度時点の委託業務に係るコストの分析が十分行われていない。次年度以降のより効率的・経済的な事業展開のためにも、助成件数当たりのコスト算定（助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか）を実施することで単位当たり行政コストとして適正な金額であったかを事後的にも検証する等、委託事務の経済性に関する評価を適切に実施することが望ましい。</p>	<p>決算における分析で助成件数当たりのコスト算定を実施し委託費用を検証した。今後の事業執行においても、委託事務の経済性に関する評価を徹底する。</p>